

東京音楽大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成 31 年 4 月 1 日

令和 4年 4月 1日改正

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及び「東京音楽大学における公的研究費取扱規程」第4条第2項に基づき、東京音楽大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用防止に関して必要な基本方針を定めるものとする。

1. 責任体系の明確化

- (1) 本学において公的研究費を適正に運営・管理するとともに、不正使用防止対策に関する責任体系を明確化する。
- (2) 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置き、各責任者の役割、責任の所在・範囲及び権限を明確化する。
- (3) 責任体系について学内外に周知・公表（「公的研究費の管理・監査等の体制」参照）するとともに、不正使用防止対策を積極的に推進する。
- (4) 監事に求められる役割を明確化する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) 事務処理手続に関するルールを明確化、統一化及び体系化し、不正を誘発する要因を除去する。
- (2) 職務権限や責任に関するルールを明確化する。
- (3) 不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
- (4) 不正使用防止に係るコンプライアンス教育及び啓発活動についての「実施計画」を策定する。
- (5) 公的研究費に関する全ての構成員に対する「行動規範」を策定する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、不正使用発生要因を把握するとともに、具体的な不正使用防止計画を策定する。
- (2) 実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 不正使用防止計画を踏まえた予算執行を行い業者との癒着の発生を防止する。
- (2) 不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、公的研究費を適正に運営・管理する。

5. 情報発信・共有化の推進

- (1) 公的研究費の不正防止に向けた取組について、学内外へ積極的に情報発信・共有する。

6. モニタリング体制の整備

- (1) 不正発生の可能性を最小にすることを旨し、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。
- (2) 不正が発生するリスクに対して機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。